

新潟市老人憩の家条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月 1日

新潟市長

中原 八一

新潟市規則第33号

新潟市老人憩の家条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市老人憩の家条例施行規則（昭和52年新潟市規則第52号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表中「500円」を「600円」に、「1,000円」を「1,200円」に改める。

別記様式第5号中

「

500 円
3,000 円
5,000 円

」

を

「

」

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第8条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に発行した定期利用券を利用する者について適用し、同日前に発行した定期利用券を利用する者については、なお従前の例による。